

川崎市における 生ごみの現状と取組

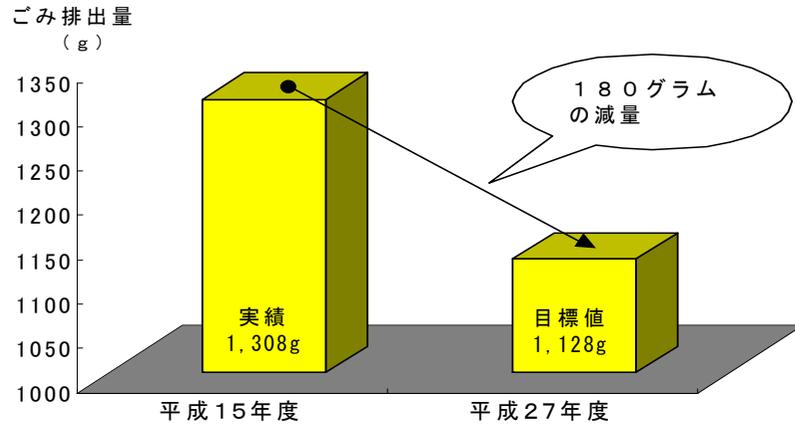
環境局生活環境部減量推進課



I 川崎市の廃棄物の現状

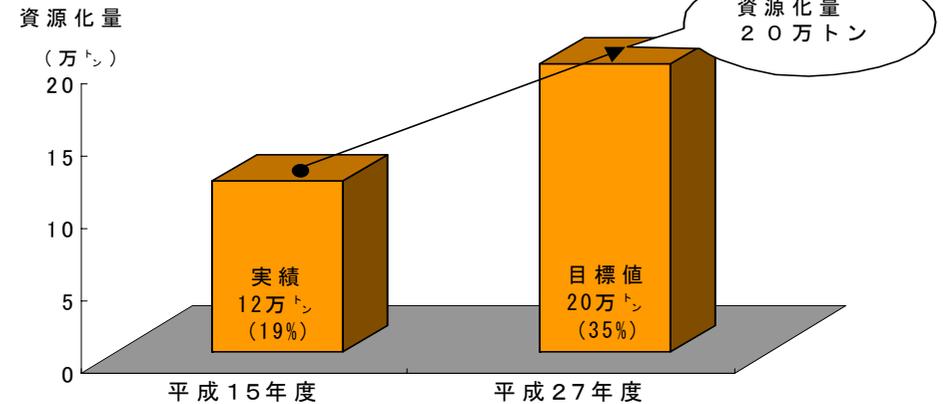
1

市民一人一日あたり180gの
ごみの減量



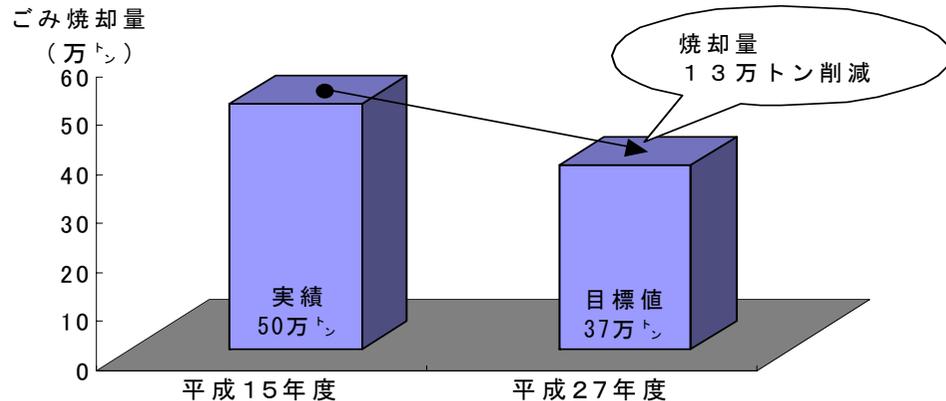
2

20万tの資源化（資
源化率35%）

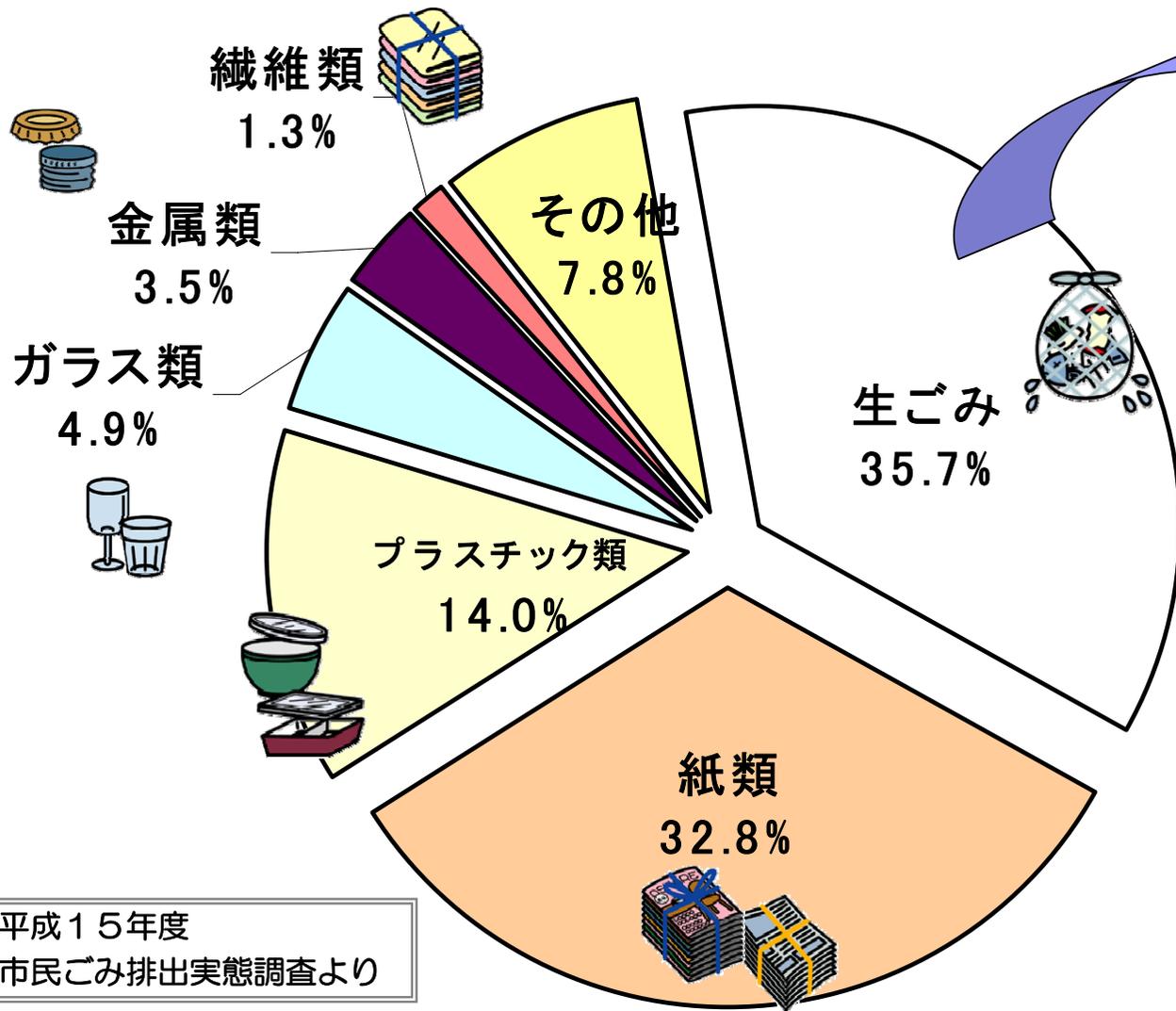


3

13万tの焼却量の削減



埋立処分場の延命化！
3処理センター体制の実現！



平成15年度
市民ごみ排出実態調査より

平成20年度調査では生ごみは29.8%に減少

かわさき
生ごみリサイクルプラン
— 楽しくチャレンジ生ごみダイエット! —

平成19(2007)年2月
川崎市



生ごみリサイクルを取り巻く現状と課題

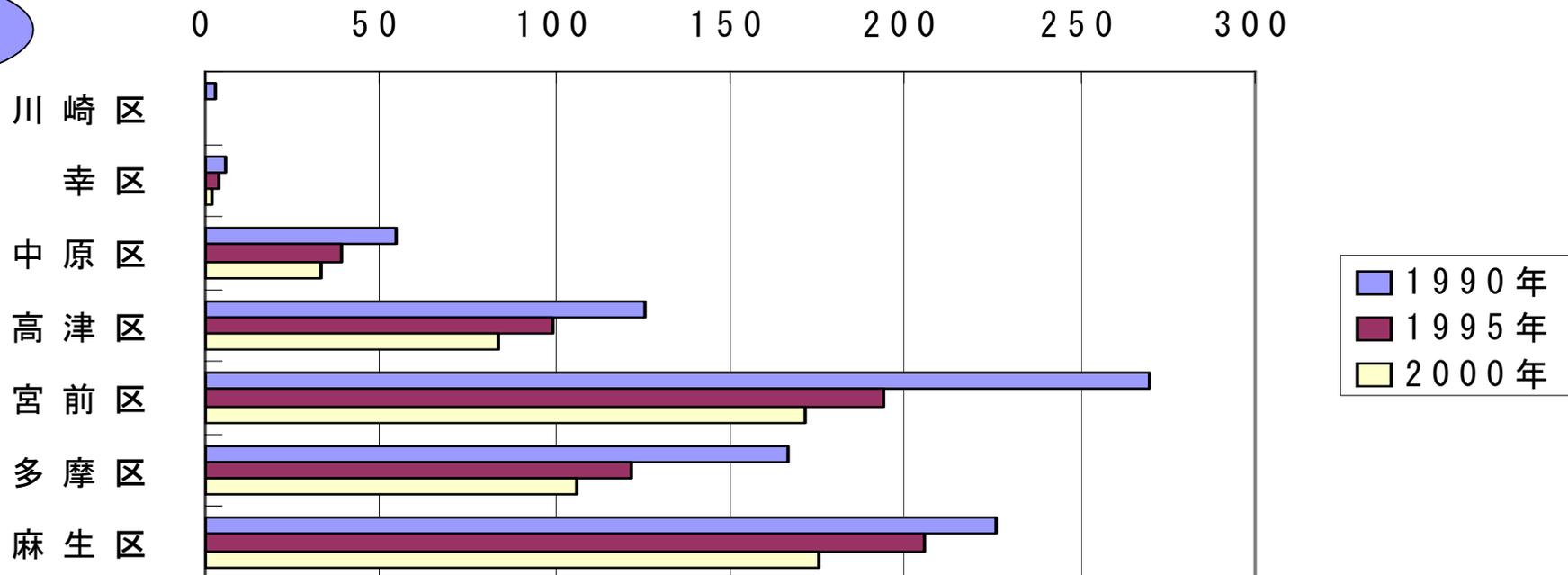
■市街化の進んだ都市におけるリサイクルシステムの構築

■川崎市の特性を踏まえた生ごみリサイクルの必要性

■生ごみリサイクル生成物の活用先

■情報の共有化の推進

参考



【区別農地面積の推移 (ha)】



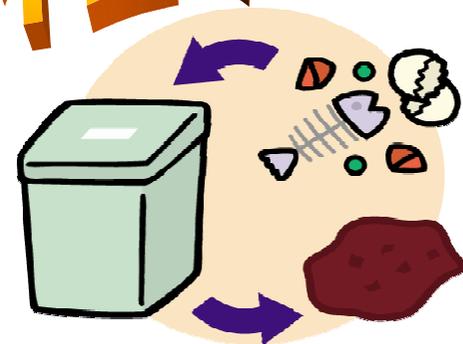
Ⅱ 生ごみリサイクルプランの概要

基本理念

持続可能な循環型の
生ごみリサイクルシステムの構築を目指して

キャッチフレーズ

別々リサイクルのダイエット!





目 標

数 値 目 標

一人ひとりの生ごみ減量・リサイクルの平成27年度までの目標

生ごみの100g減量を目指す。

(例) 生ごみを減量する・・・・・・・・・・50g

生ごみをリサイクルする・・・・・・・・50g

(一人一日あたり)

年 次 目 標

市の具体的な取組を短期・中期・長期に分類し、
実施していきます。

短期・・・・・・・・概ね3年を目途に取組を開始します。

中期・・・・・・・・概ね5年を目途に取組を開始します。

長期・・・・・・・・概ね7年を目途に取組を開始します。



市民・事業者・市の役割

市民の役割



- 生ごみを出さない工夫
- 出た生ごみはリサイクル

事業者の役割

販売事業者



- 市民の生ごみ減量を促す取組

排出事業者



- 生ごみ減量への取組

農家・JA



- 生ごみ肥料・堆肥を活用する取組

相互の連携

市の役割



- 市、自らの取組
- リサイクルシステムの構築や情報提供
- 環境教育・学習の場の提供



Ⅲ プランに掲げる主な取組

具体的な取組の柱

- 1 発生排出抑制の推進
- 2 小さな循環の拡大
- 3 大きな循環の導入・検討
- 4 情報交流や環境教育の推進
- 5 生ごみリサイクル推進体制の整備



家庭用生ごみ処理機等購入費助成金制度

電動生ごみ処理機や生ごみコンポスト化容器等の購入費を
最大で**2万円**まで助成する制度です。

助成の金額

⇒ 購入金額の2分の1 限度額20,000円

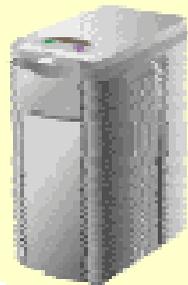
助成の対象となる機種

(代表的な処理機となります。下記以外で生ごみが減量化・リサイクルできる処理機等があれば、お問い合わせください。)

乾燥式



バイオ式



電動生ごみ処理機

1世帯につき1基まで助成



生ごみコンポスト化容器

1世帯につき2基まで助成



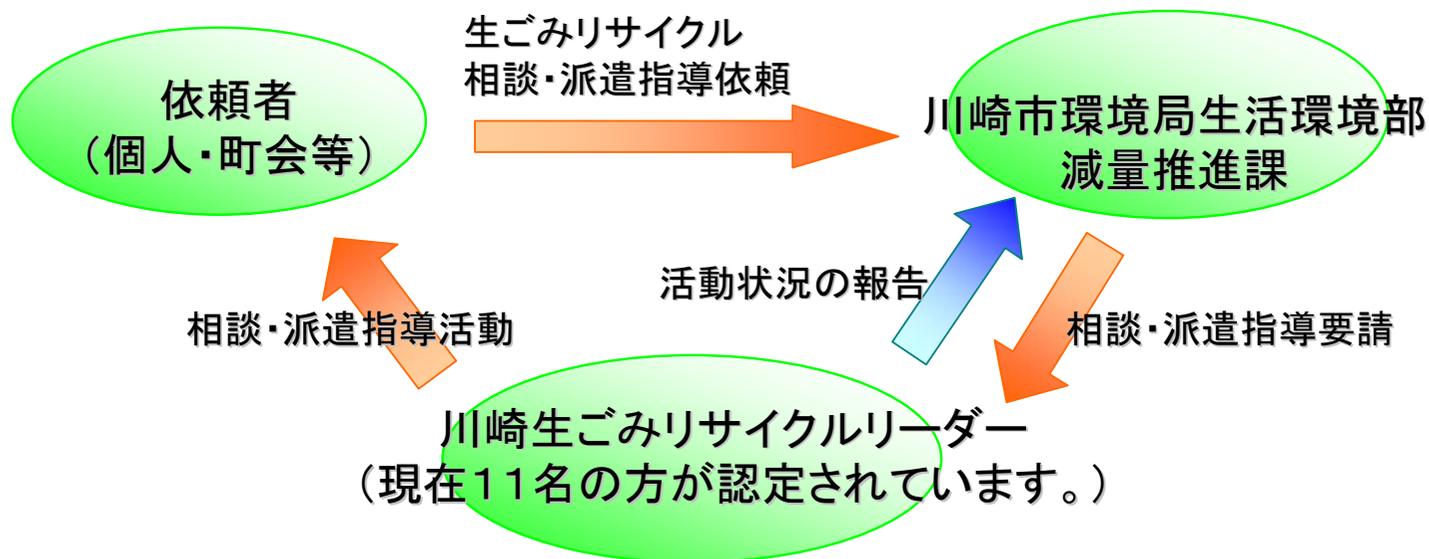
密閉容器



生ごみリサイクルリーダー派遣制度

家庭での生ごみリサイクル（小さな循環）を推進していますが、**リサイクル手法がわからない、虫がわく、近所から臭い等の苦情**がでて、継続して生ごみリサイクルを進めようとしてもうまくいかない場合があります。

そこで生ごみリサイクルの活動を長く経験し、知識を有している方を川崎市生ごみリサイクルリーダーとして認定し、生ごみリサイクルに取り組む市民の皆さんの相談（電話相談も含みます。）・指導等のアドバイザーとして活動する制度

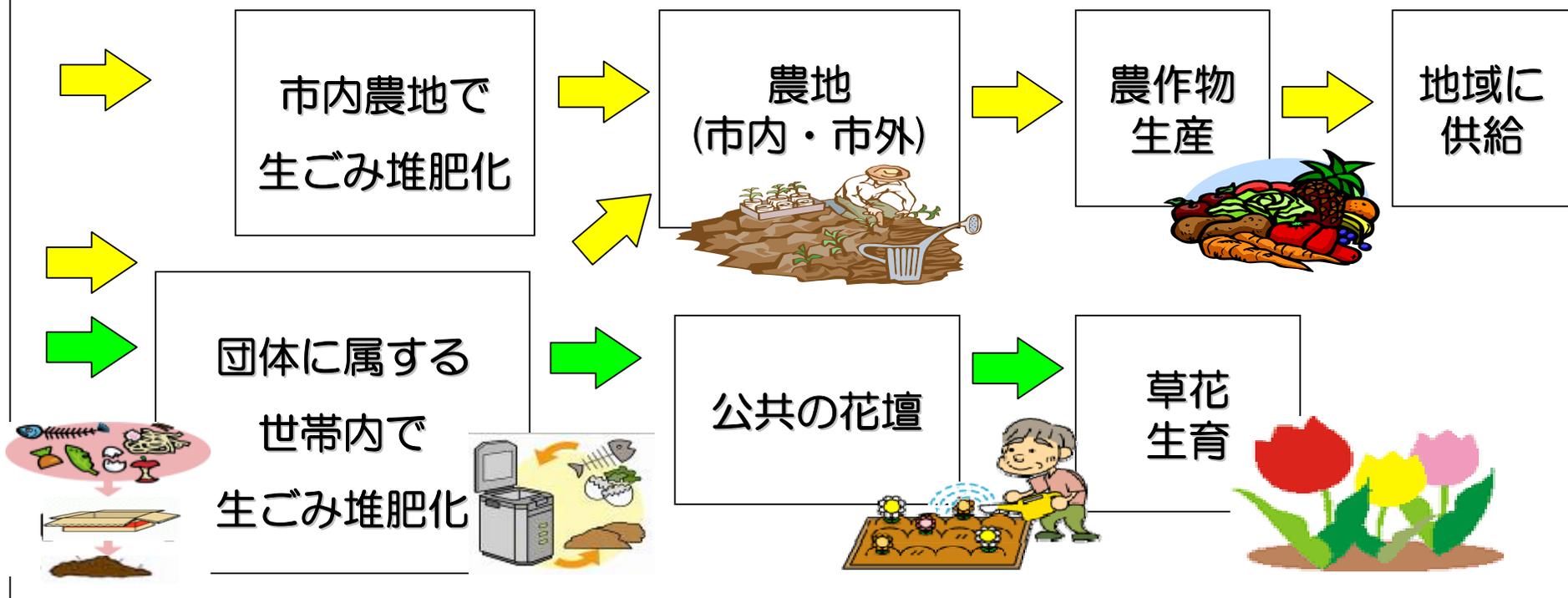




生ごみリサイクル活動助成金制度

家庭から発生する調理残渣・食べ残し等の「生ごみ」を堆肥化し、有効活用する市民団体の活動経費を**最大10万円**助成することにより、生ごみの減量と資源の地域循環を推進する制度です。

団体から発生した生ごみ



地産地消の推進
農業振興の効果

地域コミュニティの強化
生ごみリサイクルの普及啓発



助成対象団体

- ◆ 生ごみリサイクル活動を**6か月以上継続**するものであること。
- ◆ 川崎市在住の**10世帯以上**で構成されていること。
- ◆ 生ごみリサイクル活動(生ごみ堆肥化活動)について、川崎市及び川崎市出資法人から同種の**助成を受けていない**こと。
- ◆ 政治、宗教及び営利を目的としないこと。

助成対象経費

上限額10万円

- ⇒ 活動経費として、1件の申請に対して10万円が上限
- ⇒ 助成期間は3年間

助成対象経費 **人的経費及び他の助成制度の適用がある経費は除く**

- 事務的経費・・・・・・・・・・事務用品、パンフレット・リーフレット印刷 等
- 道具類・消耗品類の経費・・・堆肥化の器具等（助成制度のある家庭用生ごみ処理機等の購入経費は除く）
道具類の購入、車両・機器の賃借料、消耗品 等
- イベント等に必要経費・・・講師への謝礼、施設等の会場使用料、資料作成費 等
- その他の経費・・・・・・・・・・種子・苗等の購入費（農地活用の場合は除く）
その他市長が活動に必要と認める経費

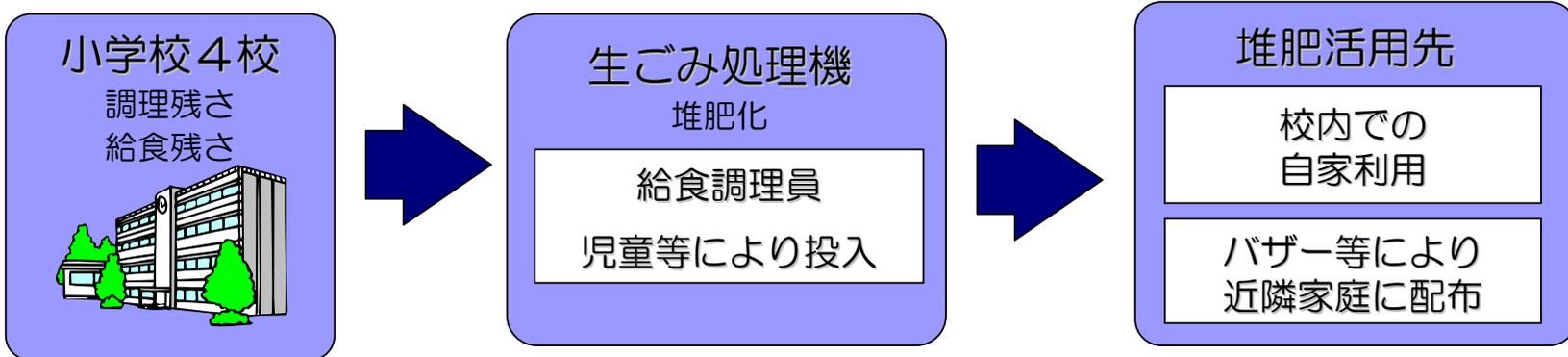


生ごみリサイクルモデル事業

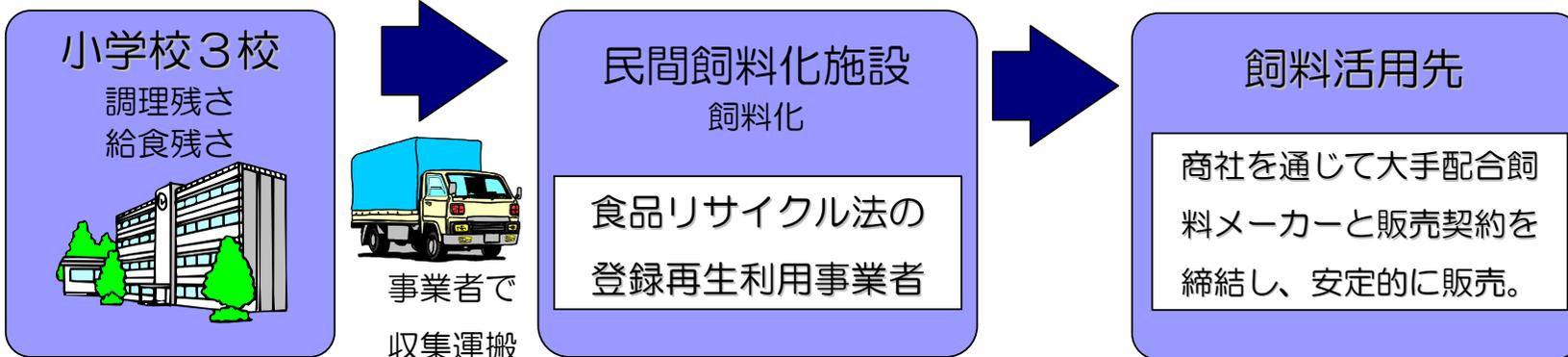
モデル事業1 拠点型協働モデル



モデル事業2 木サバ型モデル



モデル事業3 飼料化モデル





川崎市環境局生活環境部減量推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 200-2605 FAX 200-3923

E-mail 30genryo@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30genryo/home/menu.htm>

～ ご静聴ありがとうございました ～